

工事請負契約書 新旧対照表

旧	新
第1条～第34条 (略) (前金払及び中間前金払) 第35条 (略) 2～10 (略) 11 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。 12 (略) 第36条～第53条 (略) (解除に伴う措置) 第54条 (略) 2 (略) 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条、第47条、第48条又は第56条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。	第1条～第34条 (略) (前金払及び中間前金払) 第35条 (略) 2～10 (略) 11 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。 12 (略) 第36条～第53条 (略) (解除に伴う措置) 第54条 (略) 2 (略) 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条、第47条、第48条又は第56条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

旧	新
4～9 (略) 第55条～第55条の2 (略) (発注者の損害賠償請求等) 第56条 (略) 2～4 (略) 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。 6 (略) (受注者の損害賠償請求等) 第57条 (略) 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 第58条 (略) (賠償金等の徴収) 第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は違約罰(制裁金)を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払いの日まで<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した額の延滞金を徴収(その額	4～9 (略) 第55条～第55条の2 (略) (発注者の損害賠償請求等) 第56条 (略) 2～4 (略) 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。 6 (略) (受注者の損害賠償請求等) 第57条 (略) 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 第58条 (略) (賠償金等の徴収) 第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は違約罰(制裁金)を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払いの日まで<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した額の延滞金を徴収(その額

旧	新
が100円未満の場合を除く。) する。 第60条～第65条 （略）	が100円未満の場合を除く。) する。 第60条～第65条 （略）